

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
長崎ベイサイドマラソンエントリー及び記録計測・ホームページ作成等業務委託
- (2) 業務内容  
仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日（金）まで
- (4) 概算予算額  
5,820,000円以下（消費税相当額を含む。）を想定
- (5) 契約保証金  
免除

## 2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

## 3 説明会

本業務に係る説明会は行わないものとする。  
企画提案にあたってのプレゼンテーションは実施しない。

## 4 仕様書等に対する質問に関する事項

- (1) 仕様書等に対する質問  
仕様書等に対する質問は、所定の「質問書」の様式を用いるものとし、事務局にて電子メール又はFAXで受け付ける。（電話等で着信の確認を行うこと。）
- (2) 仕様書等に対する質問の提出期限  
**令和8年5月1日（金）正午必着**
- (3) 質問に対する回答  
令和8年5月8日（金）に質問を取りまとめ、全参加者に回答する。

## 5 企画提案にかかる提出書類

- (1) 企画提案書 2部（社名あり1部、社名なし1部）  
企画提案書には、次の①及び②を記載し、当該業務の実施体制についても明瞭に記載すること。
  - ① 企画の内容と提案のポイント
  - ② 実施スケジュール
- (2) 概算見積書 1部  
見積書の宛名は「長崎ベイサイドマラソン実行委員会 委員長 安達健太郎」とする。なお、見積書には、経費の見積及び内訳も明瞭に記載すること。  
見積書には、所在地、事業所名、代表者職・氏名を記載し、会社印及び代表者印を押印すること。

## 6 企画提案書提出期限

**令和8年6月1日（月）17時まで**

## 7 提出方法

事前に連絡の上、下記8に示す提出場所まで持参もしくは郵送すること。  
土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時45分から17時30分まで  
（正午から13時までを除く。提出期限日については17時まで）

## 8 提出場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市市民生活部スポーツ振興課内  
長崎ベイサイドマラソン実行委員会事務局

## 9 企画提案の採用

### (1) 審査概要

提出された企画提案書等について、評価基準により総合的に評価した上で決定し、決定後速やかに連絡する。なお、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

### (2) 評価基準

評価項目	評価点	着眼点
利便性	20点	申込者の利便性に配慮した企画となっているか。(以下、着眼点の例) ・ エントリーが容易にできるか。 ・ 問い合わせ対応が整っているか。
効率性	40点	事務局業務の軽減が図れる企画となっているか。(以下、着眼点の例) ・ 独創的な企画があるか。 ・ 大会事前準備及び大会当日運営に有用な企画があるか。 ・ 大会開催情報をアピールすることが期待できるか。 ・ 申し込み状況の確認がいつでもできるか。
表現力	20点	・ HPはテーマをわかりやすく的確に表現できているか。 ・ HPは見やすい文字、色づかいとなっているか
経済性	20点	・ 価格点=配点(40点)×(偏差値÷100) 偏差値=(−10×(概算見積価格−概算見積価格平均)÷標準偏差+50) 標準偏差=(Σ(概算見積価格−概算見積価格の平均)の2乗)÷見積者数)の平方根 ※小数点第2位以下切捨て

## 10 著作権

当業務における制作物の著作権は、長崎ベイサイドマラソン実行委員会に帰属する。

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の提出にあたってのプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 企画提案が特定された者は、別添「契約約款」に従って契約を締結するものとする。なお、契約約款第3条に規定する承諾に関しては、別添「第三者委託承諾願書」により行うものとする。
- (3) 企画提案の特定後、契約を締結した場合も、本業務の達成のために、製作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合がある。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに事務局に到達しなかった企画提案は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (6) 提出期限後の企画提案書等の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。
- (7) 特定しなかった企画提案書等は応募者に返却する。なお、返却を希望しない提案者はその限りでない。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
- (9) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、契約手続の完了までは、長崎平和ベイサイドマラソン実行委員会との契約関係を生じるものではない。
- (10) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (11) 業務の実施に当たっては、実行委員会と十分協議しながら事業を進めることとする。